

## 事業事前評価表

### 国際協力機構社会基盤部都市・地域開発グループ 第二チーム

#### 1. 案件名

国名：エチオピア国

案件名：都市計画・都市管理能力強化プロジェクト

英名：Project for Capacity Development for Urban Planning and Management

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市開発セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピアは、サブサハラアフリカで2番目の人口(10,240万人)と6番目の国内総生産(GDP)の規模(約350億ドル)を有し、過去10年間10%前後の高い経済成長率を実現してきた。

国家開発計画である5か年計画のGrowth and Transformation Plan II(GTPII)においては、2025年までの低中所得国入りを目指し、農業と製造業を中心に産業開発と輸出拡大を図ることを目指している。GTPIIの戦略には均衡ある発展(broad based and equitable economic growth)や急速な都市化に対応した持続可能な都市管理が位置付けられ、これらの適切な実施による農村部と都市部の適切な連結性の創出、工業団地整備に伴う裾野産業の拡大による雇用創出の促進等を通じて都市化を経済成長のエンジンとして適切に取り込むことが意図されている。GTP-IIの実施の中核を担う工業団地開発の計画では、国内13か所の工業団地が計画され、そのうちの3か所は首都アディスアベバに、10か所は主に各州の州都である地方中核都市(Secondary Cities)に配置され、現在までにアディスアベバ市近郊のボレレミと南部諸民族州の州都であるハワサ等で工業団地が整備され操業開始されている。

一方で工業団地整備に伴い都市化が急速に進んでおり、National Spatial Plan(2016)によれば2015年に20%であった都市人口は、2035年には37%~40%に拡大する見込みである。今後、首都のアディスアベバだけでなく、ハワサ市等の工業団地開発計画を有する地方中核都市を中心に100万人都市が複数出現すると予想されており、都市化がもたらす問題への対応が国家としての喫緊の課題となっている。地方中核都市では、都市開発・建設省の定めるガイドラインに沿った都市計画を策定することとなっているが、同計画が策定されていない、もしくは、工業団地等の開発計画を踏まえた内容となっていない状況にある。

都市計画に関して、エチオピアでは都市計画の策定は各都市が行い、都市開発・建設省に地方中核都市の都市計画の監督責任があり、同省は都市計画策定

のためのマニュアル・ガイドラインの整備及び研修を実施する責任を有している。

係る状況下、エチオピア政府より日本政府に対し、地方中核都市の都市計画の実施や都市管理に関する課題分析や解決策の検討、地方中核都市の研修ニーズを踏まえた都市開発・建設省の研修プログラムの策定及び研修の実施、地方中核都市の経験共有をもって地方中核都市の都市計画・管理能力を強化することを目的とした、技術協力プロジェクトの要請がなされた。

## (2) エチオピアの都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

対エチオピア国別開発協力方針では重点分野の一つとして、「インフラ開発」が掲げられており、経済成長の下支えとなるインフラ整備においては、道路、施設などの整備に加えて、マネジメント能力の強化が重要であり、日本の技術を活用し投資促進につながる運輸交通・都市インフラ、電力、上下水道といった分野について、質の高いインフラ整備に資する協力を実施する、と謳われている。

また、JICA の都市・地域開発分野の課題別指針における協力の視点；(1) 急速な都市化と災害を乗り越えて来た日本の経験の活用、(2) 開発の構想策定から計画具体化・実施までの一貫した総合的支援、の2点からの支援が期待できる。

さらに、SDGs 目標 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、目標 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」への貢献も期待される。

## (3) 他の援助機関の対応

### 1) 世界銀行

- ・ National Spatial Plan 策定支援(2016)
- ・ Urban Institutional and Infrastructure Development Program (UIIDP)(2018-2020)

### 2) UN-HABITAT

- ・ Country Program(2016-2020)は都市・地域計画、都市強靱化、住宅・都市分野の基礎サービス、都市課題のモニタリングと調査を含み、GTPII の都市化対応を支援するもの。
- ・ Support to the sustainable development of the Hawassa city cluster”(2年間)
- ・ Hawassa City Structure Plan Preparation プロジェクト(2018-2020)がハワサ市の都市計画策定を支援（英国国際開発省も協力）

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、エチオピア国において、1) 都市開発・建設省が地方中核都市が抱える都市計画・開発管理能力支援ニーズを把握し、地方中核都市を対象とする研修に係る中期計画を策定するとともに、2) 地方中核都市を対象とした都市計画・開発管理に係る研修メカニズムを構築することにより、都市開発・建設省の地方中核都市への都市計画・開発管理に係る研修実施能力の強化を図り、もって、エチオピア国内の地方中核都市の都市計画・管理能力の強化に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

アディスアベバ及び対象地方中核都市（プロジェクト開始時に対象地方中核都市を協議の上設定）

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

##### ① 直接受益者：

- 都市開発・建設省の ToT 対象となる職員（5回×約4人=20名）
- 対象地方中核都市の都市計画部局の研修対象となる職員（約30名×5都市=約150名）

##### ② 最終受益者：

- 本技術協力プロジェクトにより実施されるトレーニングの結果、改善する各種（公共）サービス（都市計画、都市インフラサービス）の利用者

#### (4) 総事業費（日本側）2.4 億円

#### (5) 事業実施期間 ： 2021年3月～2024年3月（36ヶ月）

#### (6) 事業実施体制：

- ① 都市開発・建設省 都市計画立案・実施・支援局 (Urban Plan Preparation, Implementation and follow-up Bureau, Ministry of Urban Development and Construction Bureau)

#### (7) 投入（インプット）

##### ① 日本側

- 専門家派遣（合計約 40M/M）
  - 研修員受け入れ：
    - 本邦研修 2 回、1 回あたり 12 人程度
    - 現地国内研修(ToT)5 回、1 回あたり 4 人程度
    - 現地国内研修(地方中核都市向け)5 回、1 回あたり 30 人程度
  - 機材供与
- ② エチオピア国側
- カウンターパートの配置
  - 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

① 我が国の援助活動

- 産業振興プロジェクトにより工業団地支援を実施中であり、ボレレミ工業団地に対するスマート工業都市構想を含むことから、本プロジェクトにおいて適切と判断出来る場合に、同内容を研修に組み込むことが考えられる。

② 他援助機関等の援助活動

- 主に世界銀行、UN-HABITAT が都市分野において支援事業を展開している。ハワサ市に対する空間計画の策定と、能力強化を行っている他、エチオピア全体の都市計画・管理能力の強化を目的とした Country Program も実施中(2020 年完了予定)。いずれも工業団地整備と都市計画の連携を重要なファクターとして含むものである。
- 都市開発・建設省（中央省庁）の研修能力強化に着目した技術協力は本プロジェクトのみであり、これまでの他ドナーの取り組みを補完する取り組みである。これまでの UN-HABITAT のキャパシティアセスメントや、都市課題分析、更に各都市への能力強化等、支援活動の成果の活用が期待される。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

- 2) 横断的事項 : 特になし
- 3) ジェンダー分類 : 特になし

#### 4. 事業の枠組み

##### (1) 上位目標 :

エチオピア国内の地方中核都市の都市計画・管理能力が強化される

指標 :

1. 研修プログラムを実施する対象中核都市の数及び研修実施数が増加する。
2. 研修により能力が強化されたと認識した参加者及び関係者（上司）の割合が\*\*%である。

##### (2) プロジェクト目標 :

都市開発・建設省の地方中核都市への都市計画・開発管理に係る研修実施能力が強化される。

指標 :

1. 最終年の研修プログラムにおいて、計画から実施、評価、改善までのサイクルをすべてカウンターパートのみで進めることができる。
2. プロジェクト終了後の中期的な研修計画が都市開発・建設省により公式に承認され必要な予算計画がなされる。

##### (3) 成果

- 成果1 : 都市開発・建設省が地方中核都市が抱える都市計画・開発管理能力支援ニーズを把握し、地方中核都市を対象とする研修に係る中期計画を策定する。

指標 :

1. 中期的な研修計画の初年度活動の\*\*%以上が実施される。
2. 都市開発・建設省により作成された中期的な研修計画が評価五項目の視点からみて、関係者（実施する指導者など）から高く評価される。

- 成果2 : 地方中核都市を対象とした都市計画・開発管理に係る研修メカニズムが構築される。

指標 :

1. 研修に参加した参加者及び関係者（指導者など）による多面的評価（チェックリスト）により、研修の質が\*\*%向上したと認識される。
2. 指導者として認定を受けた職員の数\*\*名以上になる。

#### (4) 活動

- 活動 1-1 : 都市開発・建設省の都市計画・開発管理に係る地方都市向けの既存研修プログラムをレビューする
- 活動 1-2 : 既存資料を基に都市開発・建設省及び地方都市の都市計画・開発管理に係る課題分析を行う。
- 活動 1-3 : ターゲットとする地方中核都市の選定条件を設定し、対象地方中核都市を選択する。
- 活動 1-4 : 対象都市の現地調査を通して、都市計画・開発管理の課題分析を行う。
- 活動 1-5 : 都市開発・建設省の地方都市に対する都市計画・開発管理に係る研修実施の能力評価を行う。
- 活動 1-6 : 地方中核都市を対象とする研修に係る中期計画が策定される。
- 活動 1-7 : 中期計画が定期的にモニタリングされる。
- 活動 2-1 : 対象都市への研修プログラムが開発される。
- 活動 2-2 : 対象都市への研修マニュアル、ガイドラインが開発される。
- 活動 2-3 : 対象都市への研修プログラムを指導する指導者養成 (ToT) プログラムが開発される。
- 活動 2-4 : 対象都市への研修材料が開発される。
- 活動 2-5 : 本邦研修を通して、都市開発・建設省の職員が ToT プログラムに係る日本の事例を学習し、地方中核都市の職員の研修後の取り組みに係る日本の知見が共有される。
- 活動 2-6 : ToT プログラムが都市開発・建設省の研修指導者を対象に実施される。
- 活動 2-7 : 対象都市への研修プログラムが JICA 専門家の支援のもと、都市開発・建設省の研修チームにより実施される。
- 活動 2-8 : 研修参加者のフィードバックを基に対象都市への研修プログラムが改善される。
- 活動 2-9 : 対象都市の研修に関する経験が他の都市と共有される。

### 5. 前提条件・外部条件

#### (1) 前提条件

- ・特になし。

#### (2) 外部条件

- ・プロジェクトに関係する組織の大きな組織改編が起きない。

- ・プロジェクト活動地域の治安が保たれ、極度に悪化しない。
- ・新型コロナウイルスの感染状況が大幅に拡大しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果

インドネシア国「スラウェシ地域開発能力向上プロジェクト（協力期間：2007年9月～2012年9月）」の事後評価において、

- ・影響力の大きい人物のプロジェクトへの関与
- ・通常業務の中でのプロジェクトの維持管理、監督、促進の重要性が挙げられている。

### (2) 本事業への教訓

対象となるカウンターパートは、都市開発・建設省 都市計画立案・実施支援局となるが、プロジェクトの実施を通して都市開発・建設省の他局の関与も期待される。そのため、本プロジェクトでは、他局への影響力も大きい副大臣にプロジェクトダイレクターとして参加してもらい、適宜調整を仰ぐ必要がある。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、エチオピアの経済発展と、内陸部との貧困格差削減に資するものであり、SDGs 目標 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、目標 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」目標 11「住み続けられるまちづくりを」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 2 か月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年度	事後評価